

## ○静岡市自転車等駐車場条例施行規則

平成15年4月1日

規則第227号

### (趣旨)

第1条 この規則は、静岡市自転車等駐車場条例（平成15年静岡市条例第238号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定期利用の許可)

第2条 条例第6条第3項の規定により条例第6条第1項に規定する有料駐車場の定期利用の許可（以下「定期利用許可」という。）を受けようとする者は、自転車等駐車場定期利用許可申請書（様式第1号）を市長等（静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の駐車場にあっては市長を、静岡市清水駅東口自転車等駐車場にあっては条例第20条の規定による指定を受けた駐車場の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- 2 市長等は、定期利用許可をしたときは、当該定期利用許可の申請者に対し、定期利用カード（様式第2号）を交付するものとする。
- 3 前項の規定によるカードの交付を受けた者は、条例第7条第1項に規定する駐車料金の納付と引き換えに、定期駐車票（様式第3号）の交付を受けるものとする。
- 4 定期利用許可を受けた者が、当該許可の日の属する年度内において引き続き同一の駐車場において定期利用許可を受けようとするときは、第1項の申請書の提出を省略し、現に交付を受けている定期利用カードを用いて前項の手続をとるものとする。
- 5 定期利用許可を受けた者は、駐車しようとする自転車又は原動機付自転車の見やすい箇所に定期駐車票を張り付けるとともに、定期利用カードを駐車場に入場する際に係員に提示しなければならない。

（平16規則4・一部改正、平17規則161・旧第3条繰上・一部改正、平20規則192・平21規則54・平22規則63・平26規則35・平26規則108・平27規則5・一部改正）

### (変更の届出)

第3条 定期利用許可を受けた者が、住所若しくは氏名又は駐車する自転車若しくは原動機付自転車の車種を変更したときは、速やかに自転車等駐車場定期利用変更届書（様式第4号）を市長等に提出しなければならない。

（平17規則161・旧第4条繰上、平22規則63・平26規則35・平26規則108・平31規則16・一部改正）

(再交付)

第4条 定期利用カード、定期駐車票又は定期使用証（以下「定期利用カード等」という。）を亡失し、又は損傷した者は、定期利用カード等再交付申請書（様式第5号）を市長等に提出して、再交付を受けなければならない。

（平17規則161・旧第5条繰上、平22規則63・平26規則35・平26規則108・平31規則16・一部改正）

(一時利用の方法)

第5条 条例第6条第1項に規定する有料駐車場（静岡市清水駅東口自転車等駐車場、静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場、静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場、静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場及び静岡市草薙駅北口自転車等駐車場を除く。）の一時利用をしようとする者は、入場する際に当日駐車券（様式第6号）の交付を受け、駐車しようとする自転車又は原動機付自転車のハンドルに当該当日駐車券を巻き付けなければならない。

2 静岡市清水駅東口自転車等駐車場、静岡市東静岡駅北口自転車等駐車場、静岡市東静岡駅南口自転車等駐車場、静岡市安倍川駅西口自転車等駐車場及び静岡市草薙駅北口自転車等駐車場の一時利用をしようとする者は入場する際に一時利用カード（様式第7号）の交付を受けなければならない。

（平16規則4・一部改正、平17規則161・旧第6条繰上・一部改正、平22規則63・平26規則35・平27規則5・平27規則86・平29規則21・平31規則16・令4規則8・一部改正）

(駐車料金の減額又は免除)

第6条 条例第8条の規定により静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の駐車場の駐車料金の減額又は免除を受けようとする者は、自転車等駐車場駐車料金減額・免除承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、自転車等駐車場駐車料金減額・免除通知書（様式第9号）を交付する。

3 駐車料金の減額又は免除の基準は、市長が別に定める。

（平17規則161・旧第8条繰上・一部改正、平22規則63・平26規則35・平26規則108・一部改正、平31規則16・旧第7条繰上・一部改正）

(定期利用許可の取消しの申出)

第7条 定期利用許可の取消しの申出をしようとする者は、自転車等駐車場定期利用許可取消申出書（様式第10号）に交付を受けている定期利用カード等を添えて、市長等に提出しなけ

ればならない。

- 2 静岡市清水駅東口自転車等駐車場以外の駐車場の定期利用許可を受けた者（利用期間が1月である者を除く。）が、当該利用期間の満了日の1月前までに前項の規定による当該許可の取消しの申出を行ったときは、市長は、条例第9条ただし書の規定に基づき、既納の駐車料金から、申出があった日の属する月までの月数に1月の駐車料金を乗じて得た額を減じて得た額を還付する。

（平17規則26・一部改正、平17規則161・旧第9条繰上・一部改正、平22規則63・平26規則35・平26規則108・一部改正、平31規則16・旧第8条繰上・一部改正）

（遵守事項）

第8条 駐車場を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 条例第6条第4項に規定する利用期間を超えて、自転車、原動機付自転車及び自動2輪車（以下「自転車等」という。）を放置しないこと。
- (2) 駐車しようとする自転車等の施錠を確実に行うこと。
- (3) 他の自転車等の駐車及び通行を妨げないこと。
- (4) 駐車場の施設若しくは設備又は駐車中の他の自転車等を損傷し、又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (5) 火気を使用し、騒音を発し、又はごみその他の汚物を捨てないこと。
- (6) 前各号に規定する事項のほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

（平17規則161・旧第10条繰上・一部改正、平31規則16・旧第9条繰上）

（放置自転車等の措置）

第9条 市長等は、条例第15条第1項に規定する自転車等があるときは、当該自転車等に警告書（様式第11号）を取り付けるものとする。

- 2 条例第15条第1項の規定による自転車等の撤去及び保管の措置は、前項の規定により警告書を取り付けた日から起算して7日以上を経過したものについて行うものとする。
- 3 市長は、条例第15条第1項の規定により自転車等を保管したときは、速やかに自転車等保管台帳（様式第12号）を作成するとともに、当該自転車等の所有者を調査するものとし、当該調査によって当該自転車等の所有者を確認することができたときは、保管自転車等引取通知書（様式第13号）により、当該所有者に対し、当該自転車等を引き取るよう通知するものとする。
- 4 市長は、条例第15条第1項の規定により保管した自転車等の返還を申し出た者があるとき

は、その者の住所及び氏名を証する書類並びに前項の保管自転車等引取通知書その他当該自転車等の所有者又は利用者であることを証する資料の提示を求める等その者が当該自転車等の返還を受けるべき所有者又は利用者であることを確認した上、自転車等返還請求書兼受領書（様式第14号）の提出と引換えに当該自転車等を返還するものとする。

（平17規則161・旧第11条繰上・一部改正、平22規則63・平26規則35・平26規則108・一部改正、平31規則16・旧第10条繰上・一部改正）

（処分の告示）

第10条 条例第15条第3項に規定する自転車等の処分の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 処分の対象となる自転車等の種別、型式、色その他当該自転車等を特定する事項
- (2) 撤去した日時並びに当該自転車等が放置されていた駐車場の名称及び区画
- (3) 処分予定年月日
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

（平17規則161・旧第12条繰上・一部改正、平26規則108・一部改正、平31規則16・旧第11条繰上・一部改正）

（利用料金の承認手続等）

第11条 指定管理者は、条例第19条第2項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）について、同条第3項の規定に規定する市長の承認を受けようとするときは、静岡市清水駅東口自転車等駐車場利用料金承認申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、利用料金について承認したときは、静岡市清水駅東口自転車等駐車場利用料金承認証（様式第16号）を指定管理者に交付する。
- 3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該承認に基づき利用料金を決定しなければならない。
- 4 指定管理者は、前項の規定により利用料金を決定したときは、第2項に規定する承認証を静岡市清水駅東口自転車等駐車場の利用者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表しなければならない。
- 5 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況について、その翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

（平26規則108・追加、平31規則16・旧第12条繰上・一部改正）

（利用料金の減額又は免除の基準）

第12条 条例第19条第4項に規定する規則で定める利用料金の減額又は免除の基準は、次の各

号に掲げるとおりとし、減額し、又は免除する利用料金の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 国又は地方公共団体が公用のために利用するとき 利用料金の全額
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 市長が減額し、又は免除する必要があると認める額

2 指定管理者は、条例第19条第4項の規定により利用料金を減額し、又は免除したときは、その内容を前条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(平26規則108・追加、平31規則16・旧第13条繰上・一部改正)

(利用料金の還付の基準)

第13条 条例第19条第5項に規定する規則で定める利用料金を還付する場合は、市長が特別の理由があると認めるときとする。

2 指定管理者は、条例第19条第5項の規定により利用料金を還付したときは、その内容を第11条第5項の規定による報告に併せて市長に報告しなければならない。

(平26規則108・追加、平31規則16・旧第14条繰上・一部改正)

(指定管理者の指定の申請書類)

第14条 条例第20条の規定による申請は、静岡市清水駅東口自転車等駐車場指定管理者指定申請書（様式第17号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 静岡市清水駅東口自転車等駐車場事業計画書（様式第18号）
- (2) 静岡市清水駅東口自転車等駐車場事業計画に関する収支予算書（様式第19号）
- (3) 定款、寄附行為又はこれに準ずるものとの謄本
- (4) 役員名簿
- (5) 経営（事業）状況に関する書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(平26規則108・追加、平31規則16・旧第15条繰上・一部改正)

(協定の締結)

第15条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者と静岡市清水駅東口自転車等駐車場の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を掲載するものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 市へ支払うべき納付金に関する事項
- (3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(平26規則108・追加、平31規則16・旧第16条繰上)

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平26規則108・追加、平31規則16・旧第17条繰上)

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の静岡市自転車等駐車場条例施行規則（平成元年静岡市規則第56号）又は清水市自転車等駐車場条例施行規則（平成元年清水市規則第9号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(由比町の編入に伴う経過措置)

- 3 由比町の編入の日（次項及び第5項において「編入日」という。）の前日までに、編入前の由比駅前駐輪場条例施行規則（平成5年由比町規則第21号。次項及び第5項において「編入前の規則」という。）の規定により交付されている定期利用ステッカーは、なおその効力を有する。

(平20規則192・追加)

- 4 編入日の前日までに、編入前の由比駅前駐輪場条例（平成5年由比町条例第17号）第6条第3項に規定する利用期間を超えて由比駅前駐輪場に放置されていた自転車等の措置については、なお編入前の規則の例による。

(平20規則192・追加)

- 5 編入日の前日までに、編入前の規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20規則192・追加)

## 附 則（平成16年2月18日規則第4号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年2月19日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の静岡市自転車等駐車場条例施行規則の様式により作成され

ている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則（平成16年3月31日規則第45号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月17日規則第26号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月31日規則第161号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月8日規則第107号）

この規則は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成20年10月31日規則第192号）

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第54号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第63号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日規則第35号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月28日規則第108号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし次項及び第3項の規定は公布の日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 静岡市清水駅東口自転車等駐車場に係る指定管理者に係る指定管理者の規定に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の静岡市自転車等駐車場条例施行規則（次項において「改正規則」という。）第15条及び第16条の規定の例により行うことができる。

- 3 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の利用に係る利用料金の決定に関し必要な手續その他の行為は、この規則の施行前においても、改正規則第12条第1項から第3項までの規定の例により行うことができる。

附 則（平成27年3月10日規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市自転車等駐車場条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

附 則（平成27年6月19日規則第86号）

(施行期日)

1 この規則は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市自転車等駐車場条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

附 則（平成29年3月29日規則第21号）

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年8月31日規則第66号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則（令和4年3月8日規則第8号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 様式第1号(第2条関係)

自転車等駐車場定期利用許可申請書

許可番号

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所

フリガナ

申請者 氏 名

電話 ( )

生年月日 年 月 日

静岡市自転車等駐車場の定期利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用を希望する自転車等駐車場(○で囲む。)		青葉通り・追手町・黒金町西第1・黒金町西第2・黒金町東第1・黒金町東第2・東静岡駅北口・東静岡駅南口・森下町・安倍川駅西口・清水駅西口第1・清水駅東口・草薙駅前西・草薙駅北口・由比駅前					
利 用 期 間		年 月から 年 月まで					
利用目的(○で囲む。)		通勤・通学・その他( )					
駐 車 す る 自 転 車 等	車種(○で囲む。)	自転車・原付(cc)					
	防犯登録番号 又は標識番号						
	車体番号						
メーカー		車名		型式		色	
利 用 時 間 帯 (○で囲む。)		午前 午後	時ころから	午前 午後	時ころまで		
通 勤 ・ 通 学 先 等		事業所名又は学校名 所在地 電話( )					
備考							

備考 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の場合は、

「(宛先)静岡市長 「(宛先)指定管理者  
 を 名称 に替えること。  
 」 代表者氏名」

様式第2号その1(第2条関係)

(清水駅東口自転車等駐車場、東静岡駅北口自転車等駐車場、東静岡駅南口自転車等駐車場、安倍川駅西口自転車等駐車場及び草薙駅北口自転車等駐車場以外の定期利用駐車場用)

(表)

静岡市	
静岡市自転車等駐車場 定期利用カード	

(裏)

- 1 このカードは、署名した本人以外は使用できません。
- 2 このカードは常に所持し、係員から請求があったときは、提示してください。
- 3 このカードを万一紛失したり、又は盗難にあったときは、直ちに管理人室に申し出でください。
- 4 このカードは、折れ曲がったり、汚れたりすると使用できなくなりますから大切に保管してください。

※御署名はサインペン  
(油性)をお願いします。

様式第2号その2(第2条関係)

(清水駅東口自転車等駐車場、東静岡駅北口自転車等駐車場、東静岡駅南口自転車等駐車場、安倍川駅西口自転車等駐車場及び草薙駅北口自転車等駐車場用)

(表)



(裏)

お名前
<b>■利用上の注意事項</b>
1 自転車等駐車場を利用する際は、常にこのカードを御持参ください。 カードがないと、自転車等駐車場を利用することができません。
2 このカードは、登録された本人のみ御利用になります。
3 このカードは、折り曲げたり、汚したり、高温のところに置いたり、磁気に近づけたりしないで大切に保管してください。
4 このカードは、自転車等駐車場を安心して利用していただくために、利用の方にお貸しするものです。利用をおやめになる場合は、速やかにカードを返却願います。
5 このカードの払戻し(換金)は、できません。
6 万一、カードを紛失、破損した場合は、再交付いたしますのでお申し出ください。 カードの再交付は、有償となります。
7 場内での事故、盗難、破損等は、一切責任を負いません。 <b>■ このカードを拾得された方は、下記まで御連絡ください。</b>
静岡市

様式第3号(第2条関係)

定期駐車票

許可番号

駐車場所

有効期限

年

月

発行日(領収日)

年 月 日

静岡市

様式第4号(第3条関係)

自転車等駐車場定期利用変更届書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所  
届出者 氏 名  
電 話 ( )

次のとおり 住 所  
登録 年 度 所名 を変更したので、届け出ます。  
利用している自転車等駐車場 静岡市 自転車等駐車場  
自転車・原動機付自転車の車種等

許可番号		
登録年度	年度	
利用している自転車等駐車場	静岡市	自転車等駐車場
変更事項	住所	変更前
		変更後
氏名	変更前	
	変更後	
自転車	車種	変更前
		変更後
車	標識番号 又は防犯 登録番号	変更前
		変更後
等	車体番号	変更前
		変更後
備考		

備考 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の場合は、  
「(宛先) 静岡市長 「(宛先) 指定管理者  
を 名称 に替えること。  
」 代表者氏名」

様式第5号(第4条関係)

定期利用カード等再交付申請書

年 月 日

(宛先)静岡市長

住 所  
申請者 氏 名  
電 話 ( )

次のとおり再交付を申請します。

再交付を要する書類 (番号を○で囲む。)	1 定期利用カード 2 定期駐車票
許 可 番 号	
登 錄 年 度	年度
利 用 す る 自 転 車 等 駐 車 場	静岡市 自転車等駐車場
亡失又は損傷の理由	
備 考	

備考 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の場合は、  
「(宛先)静岡市長 「(宛先)指定管理者  
」 を 名称 に替えること。  
」 代表者氏名」

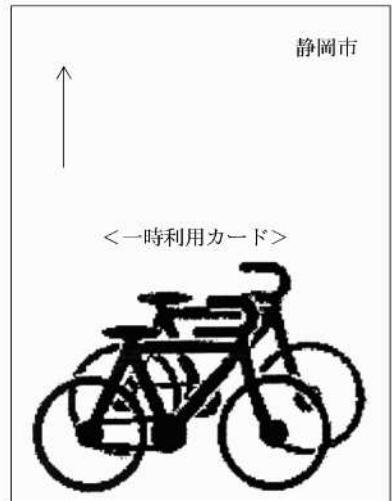
様式第6号(第5条関係)

当 日 駐 車 券 利 用 上 の 注 意	
1	本券は、ハンドル等に巻き付けてください。
2	指定された位置に利用者自ら駐車し、必ず施錠してください。
3	駐車場内での事故、盗難、損傷等については、一切責任を負いません。
4	駐車場に損害を与えた場合は、その損害額を賠償していただきます。
5	利用期間を超えて駐車した場合は、別に駐車料金をいただきます。
6	下部の控え券は、切り取ってお持ちください。
7	静岡市自転車等駐車場条例及び静岡市自転車等駐車場条例施行規則の規定に従って御利用ください。
8	前各項に掲げるもののほか、係員の指示に従ってください。
一度出場すると無効になります。	
用当日駐車券	
日 付	
駐車場名	発行 静 岡 市
----- キ リ ト リ セ ン -----	
当 日 駐 車 券 (控)	
日 付	¥
駐車場名	発行 静 岡 市

様式第7号(第5条関係)

(清水駅東口自転車等駐車場、東静岡駅北口自転車等駐車場、東静岡駅南口自転車等駐車場、安倍川駅西口自転車等駐車場及び草薙駅北口自転車等駐車場用)

(表)



※御使用上の注意

- ・カードを折り曲げたり、水にぬらしたり、汚したり、又は磁気等に近づけたりは絶対しないでください。
- ・破損、信号消去、紛失等に対しては責任を負いかねますので、取扱いには十分注意してください。
- ・自転車等駐車場内における事故、盗難、災害等には一切責任を負いません。
- ・自転車等駐車場内では、各自施錠してください。

様式第8号(第6条関係)

自転車等駐車場駐車料金減額・免除承認申請書

許可番号

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所

申請者 氏 名

電 話 ( )

静岡市自転車等駐車場の定期利用について、駐車料金の 減額 を受けたいので、次のとおり免除

り申請します。

利 用 す る 自 転 車 等 駐 車 場	静 岡 市	自 転 車 等 駐 車 場
利 用 期 間	年 月 日 か ら 年 月 日 ま で	
駐 車 す る 自 転 車 等 の 車 種 (○ で 囲 む。)	自 転 車 ・ 原 動 機 付 自 転 車	
減 額 ・ 免 除 を 受 け よ う と す る 理 由 (番 号 を ○ で 囲 む。)	1 生 活 保 護 法 に よ る 被 保 護 者 2 身 体 障 害 者 (障 害 の 程 度 級) 3 そ の 他 ( )	
駐 車 料 金 の 額	円	
減 額 ・ 免 除 申 請 額	円	
※ 減 額 ・ 免 除 額	免 除 ・ 減 額 ( 円 )	
※ 徴 収 額	円	※ 受 付 印
※ 通 知 年 月 日	年 月 日	
※ 通 知 番 号	第 号	

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第9号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

自転車等駐車場駐車料金減額・免除通知書

年 月 日付け申請のあった静岡市自転車等駐車場駐車料金の 減額 免除については

、次のとおり決定したので通知します。

利用する自転車等駐車場	静岡市	自転車等駐車場
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
利用する車種(○で囲む。)	自転車・原動機付自転車	
駐 車 料 金 の 額	円	
減 額 ・ 免 除 額	免除・減額( 円)	
徴 収 額	円	
備   考		

様式第10号(第7条関係)

自転車等駐車場定期利用許可取消申出書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所  
申出者 氏 名  
電 話 ( )

静岡市自転車等駐車場の定期利用許可の取消しについて、次のとおり申し出ます。

利 用 し て い る 駐 車 場 (○で閉む。)	青葉通り・追手町・黒金町西第1・黒金町西第2・黒金町東第1・ 黒金町東第2・東静岡駅北口・東静岡駅南口・森下町・安倍川 駅西口・清水駅西口第1・清水駅東口・草薙駅前西・草薙駅北 口・由比駅前		
利 用 車 種 (○で閉む。)	自転車・原動機付自転車(cc)		
許 可 番 号			
定期利用カード等に 記載された受領日	年 月 日		
定期利用カード等に 記載された有効期限	年 月		
利 用 を と り や め る 日	年 月 日		
駐 車 料 金 の 額	円		
※ 定期利用カ ード等の種類	※ 申出日の翌月 以後の未利用期間	※ 還付額	※還付手続をした日
箇月定期 1年定期	箇月 1年	円	年 月 日

(注)※印欄は、記入しないでください。

備考 静岡市清水駅東口自転車等駐車場の場合は、  
「(宛先) 静岡市長 「(宛先) 指定管理者  
を 名称 に替えること。  
」 代表者氏名」

様式第11号(第9条関係)

警 告 書

自 転 車

あなたの 原動機付自転車 は、利用期間を超え  
自 動 2 輪 車

ています。

至急移動するか、再登録の手続をしてください。

月 日を過ぎても放置してある場合は、撤去します。

なお、利用期間を超えた日数に応じ、別に駐車料金を納めていただきます。

年 月 日

静 岡 市

様式第12号(第9条関係)

## 自 帳 車 等 保 管 台 帳

台帳番号

撤去年月日	年月日	保管	告示期間	年月日～年月日
放置場所		保管場所		
型式	普通・スポーツ・婦人・ミニ ( )インチ	返還	返還通知	年月日
色	白・黒・赤・青・黄・緑・クリーム・ピンク・ その他( )		返還日	年月日
メーター	車名		受取人	住所 電話( ) 氏名
許可番号		確認手段	引取通知書・免許証・保険証・身分証明書・学生証 その他	
記名	住所 電話( ) 氏名		撤去・保管費用	2,000円・3,000円・4,000 円・免除
防犯登録番号			駐車料金	円(日分)
車体番号		告示年月日	年月日	
標識番号		処分年月日	年月日	
特徴	住所 電話( ) 氏名	処分方法		
調査結果	良好・普通・不良・機能喪失	備考		
状態	スタンド			
籠	鍵			
荷台				
ミラー	ライト			
その他				

様式第13号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

様

静岡市長 氏 名

保管自転車等引取通知書

あなたの自転車・原動機付自転車・自動2輪車が市営自転車等駐車場内に放置されましたので撤去し、保管しています。次により引き取りに来てください。

なお、 年 月 日までに引き取りに来ないときは、静岡市自転車等駐車場条例の規定に従って処分します。

1 返還日等

2 返還場所

3 持参するもの

(1) この通知書

(2) 身分を証明できるもの(免許証、保険証等)

(3) 自転車等の鍵

(4) 費用 円

内訳 利用期間を超えた利用料金 円

撤去・保管料 自転車 2,000円

原動機付自転車 3,000円

自動2輪車 4,000円

様式第14号(第9条関係)

整理番号  
第 号

自転車等返還請求書兼受領書

自 転 車

私が放置して撤去され、静岡市が保管している次の原動機付自転車の返還を請求し  
自動2輪車

ます。

なお、受領後は、再び放置しないことを約束します。

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住 所  
請求者 氏 名  
電 話 ( )

車種(○で囲む。)	自転車・原動機付自転車・自動2輪車			
メー カー	車 名	型 式	色	排 気 量
防犯登録番号又は標識番号				

上記の自転車・原動機付自転車・自動2輪車を確かに受領しました。

年 月 日

受領者 住 所  
氏 名

様式第15号（第11条関係）

静岡市清水駅東口自転車等駐車場利用料金承認申請書

年　月　日

(宛先) 静岡市長

指定管理者

名　　称

代　表　者　氏　　名

静岡市清水駅東口自転車等駐車場の利用料金について承認を受けたいので、静岡市自転車等駐車場条例施行規則第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 承認申請事項

区　　分	単　位	申　請　額	条例での限度額
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円

2 申請理由

3 実施時期　　年　月　日から

(注) 必要に応じ、関係資料を添付してください。

様式第16号（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

静岡市清水駅東口自転車等駐車場利用料金承認証

年 月 日付けで申請のあった静岡市清水駅東口自転車等駐車場の利用料金については、次のとおり承認します。

1 承認事項

区 分	単 位	承 認 額
		円
		円
		円
		円

2 実施時期 年 月 日から

3 注意事項

- (1) 承認額に基づき利用料金を決定してください。
- (2) 利用料金を決定したときは、この承認証を静岡市清水駅東口自転車等駐車場の利用者の見やすい場所に掲示するとともに、当該利用料金を市民に公表してください。

様式第17号（第14条関係）

静岡市清水駅東口自転車等駐車場指定管理者指定申請書

年　月　日

(宛先) 静岡市長

所在地  
〔法人以外の団体にあって  
は、その代表者の住所〕

申請者　名　称

代表者氏名

電　話

静岡市清水駅東口自転車等駐車場の指定管理者の指定を受けたいので、静岡市自転車等駐車場条例第20条及び静岡市自転車等駐車場条例施行規則第14条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

様式第18号（第14条関係）

静岡市清水駅東口自転車等駐車場事業計画書

事業計画の理念・方針

実施事業の概要（事業の構成及び年間計画表）

実施体制図

特記事項（効果的に事業を行うための方策、市民サービスの向上のための施策等）

様式第19号(第14条関係)

## 静岡市清水駅東口自転車等駐車場事業計画に関する収支予算書

様式第1号（第2条関係）

（平16規則4・平17規則26・平17規則161・平20規則192・平21規則54・平26規則35・  
平26規則108・平27規則5・平27規則86・令4規則8・一部改正）

様式第2号その1（第2条関係）

（平22規則63・全改、平26規則35・平27規則5・平27規則86・平29規則21・令4規則  
8・一部改正）

様式第2号その2（第2条関係）

（平16規則4・全改、平17規則161・一部改正、平26規則35・旧様式第3号繰上・一  
部改正、平27規則5・平27規則86・平29規則21・令4規則8・一部改正）

様式第3号（第2条関係）

（平16規則4・全改、平17規則161・一部改正、平22規則63・旧様式第5号繰上、平  
26規則35・旧様式第4号繰上）

様式第4号（第3条関係）

（平17規則26・平17規則161・一部改正、平22規則63・旧様式第7号繰上、平26規則  
35・旧様式第6号繰上・平26規則108・一部改正、平31規則16・旧様式第5号繰上）

様式第5号（第4条関係）

（平17規則26・平17規則161・一部改正、平22規則63・旧様式第8号繰上・一部改正、  
平26規則35・旧様式第7号繰上・一部改正、平26規則108・平27規則5・一部改正、  
平31規則16・旧様式第6号繰上）

様式第6号（第5条関係）

（平17規則161・一部改正、平22規則63・旧様式第9号繰上、平26規則35・旧様式第  
8号繰上、平31規則16・旧様式第7号繰上）

様式第7号（第5条関係）

（平17規則161・一部改正、平22規則63・旧様式第10号繰上、平26規則35・旧様式第  
9号繰上・一部改正、平27規則5・平27規則86・平29規則21・一部改正、平31規則16・  
旧様式第8号繰上、令4規則8・一部改正）

様式第8号（第6条関係）

（平17規則26・平17規則161・一部改正、平22規則63・旧様式第13号繰上、平26規則  
35・旧様式第11号繰上・一部改正、平31規則16・旧様式第10号繰上・一部改正、令3  
規則66・一部改正）

様式第9号（第6条関係）

(平17規則161・一部改正、平22規則63・旧様式第14号線上、平26規則35・旧様式第12号線上、平31規則16・旧様式第11号線上・一部改正)

様式第10号（第7条関係）

(平16規則4・平17規則26・平17規則161・平20規則192・平21規則54・一部改正、平22規則63・旧様式第15号線上・一部改正、平26規則35・旧様式第13号線上・一部改正、平26規則108・平27規則5・平27規則86・一部改正、平31規則16・旧様式第12号線上・一部改正、令4規則8・一部改正)

様式第11号（第9条関係）

(平17規則161・一部改正、平22規則63・旧様式第16号線上、平26規則35・旧様式第14号線上、平31規則16・旧様式第13号線上・一部改正)

様式第12号（第9条関係）

(平16規則4・平17規則161・一部改正、平22規則63・旧様式第17号線上、平26規則35・旧様式第15号線上・一部改正、平31規則16・旧様式第14号線上・一部改正、令4規則8・一部改正)

様式第13号（第9条関係）

(平17規則161・一部改正、平22規則63・旧様式第18号線上・一部改正、平26規則35・旧様式第16号線上、平31規則16・旧様式第15号線上・一部改正、令4規則8・一部改正)

様式第14号（第9条関係）

(平17規則26・平17規則161・一部改正、平22規則63・旧様式第19号線上、平26規則35・旧様式第17号線上、平31規則16・旧様式第16号線上・一部改正、令3規則66・一部改正)

様式第15号（第11条関係）

(平26規則108・追加、平31規則16・旧様式第17号線上・一部改正、令3規則66・一部改正)

様式第16号（第11条関係）

(平26規則108・追加、平31規則16・旧様式第18号線上・一部改正)

様式第17号（第14条関係）

(平26規則108・追加、平31規則16・旧様式第19号線上・一部改正、令3規則66・一部改正)

様式第18号（第14条関係）

(平26規則108・追加、平31規則16・旧様式第20号繰上・一部改正)

様式第19号（第14条関係）

(平26規則108・追加、平31規則16・旧様式第21号繰上・一部改正)